

社会福祉法人 こもはら福祉会
指定障害者短期入所事業所（空床・併設型）「身体障害者支援施設 はなの里」
運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人こもはら福祉会（以下「本会」という。）が開設する指定障害者短期入所事業所「身体障害者支援施設 はなの里」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の医師及び生活支援員、介護職員、看護職員、栄養師（以下「従業者」という。）が、居宅介護支援の短期入所が必要な障害者に対し、適切かつ円滑な短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（主たる対象者の障害の種類）

第3条 主たる対象者は身体障害者、身体障害児（乳幼児を除く）とする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称

指定障害者短期入所事業所「身体障害者支援施設 はなの里」

（2）所在地

三重県名張市西田原2000番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤・併設施設等の施設長、当施設栄養士と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

（2）サービス管理責任者 1名（常勤1人 併設の障害者施設入所支援サービス管理責任者と兼務）

サービス管理責任者は、個別支援計画を作成し、利用者に対し適切に助言等を行う。又、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、他の機関との連携において重要な役割を果たす。

（3）医師 1名（非常勤）

医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

（4）看護職員 1名（常勤1名）

看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(5) 生活支援員 20名（常勤13名、非常勤7名）

生活支援員は、介護サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を把握し、利用者に対し適切な介護を行う。

(6) 栄養士 1名（常勤・当施設の施設長と兼務）

栄養師は、事業所内における食事サービス全般にわたり、管理、指導を行い、利用者の適切かつ安定した食生活を維持し、利用者の健康維持、増進を図る。

(7) 事務職員 1名（常勤・併設施設等の事務職員と兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

※看護職員・生活支援員等の員数については、障害者施設入所支援、障害者生活支援事業と一体的に運営を行う併設事業所につき、上記事業の利用者数と合算した数について常勤換算法により必要とされる員数とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通年

(2) 営業時間 24時間

（利用定員及び通常を送迎実施地域）

第7条 利用定員及び通常を送迎実施地域は、次のとおりとする。

(1) 利用定員指定障害者短期入所事業所2床及び、指定障害者支援施設「身体障害者支援施設はなの里」の空床を利用する。

(2) 通常を送迎実施地域 名張市

（指定身体障害者短期入所の内容）

第8条 指定障害者短期入所の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体の介護

日常生活動作の程度により、必要な支援サービスを提供する。

(2) 入浴

1週間に2回以上、適切な方法により、入浴サービスを提供する。

(3) 食事

栄養ならびに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に、食事サービスを提供する。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 健康管理

医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な処置をとる。

(6) 相談・援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談、助言を行うとともに、必要な援助を行う。

(7) 社会生活上の便宜の提供等

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助や利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れる各種サービスを提供する。

- ア 教養娯楽設備
- イ レクリエーション
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動
- オ 体操

(利用者から受領する費用の額)

第9条 指定障害者短期入所を提供した際には、利用者から当該施設サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。事業者は支給決定障害者から、障害者総合支援法（以下「法」という。第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を月額上限負担まで徴収する（他のサービスを利用した場合はそれらを含めた月額上限負担）。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額（法第29条第1項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特定費用を除く）の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、利用者から徴収する。

(1) 食材料費等

食事の提供に係る食材料費 (食事提供に係る人件費含む)	朝食389円 昼食550円 夕食500円
居室等の提供に係る光熱水費	日額320円
レクリエーション	無料（但し手芸材料費等は実費）
行事参加料	行事費用1名分相当額

(2) 日用品費の実費

(3) その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支出を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族等に対して説明した上で、同意を得るものとする。

5 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者又はその家族等に対し領収証を交付するものとする。

6 指定障害者短期入所の利用者は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は金融機関口座振込み等により納付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定障害者短期入所を受ける際に、重要事項説明書に記する利用留意事項に留意するものとする。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 指定障害者短期入所の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加を得られるよう連携に努めるものとする。

(指定障害者短期入所事業の入所契約)

第 13 条 本会は、指定障害者短期入所の利用にあたり、利用者ならびに家族等に対して障害者短期入所事業契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあつては、利用契約は利用開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等常に衛生管理に十分に留意するものとする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿って対応を行う。

3 事業者は従業者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(損害賠償)

第 15 条 本会は、利用者に対する施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行なう。

(苦情解決)

第 16 条 提供した指定障害者短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定障害者短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定障害者短期入所に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定障害者短期入所に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第17条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 随時

(身体拘束等)

第18条 事業者は、利用者の身体拘束や虐待に当たる行為は行わない。ただし利用者若しくは他の利用者、職員等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合であって「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

- 2 施設は、身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 生活支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等障害者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「以下「業務継続計画」という。」を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第 21 条 施設は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動にあつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 22 条 事業所は、利用者に対し適切な指定障害者短期入所を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 医療機関、他の指定居宅支援事業者等に対して必要な個人情報を提供する場合は、利用者又はその家族と、予め文書により同意を得る。
- 5 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 6 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該障害者短期入所を提供した日より5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人こもはら福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第 23 条 この規定を改正又は廃止したときは本会理事会に報告するものとする。

附則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年	4 月	1 日	一部改定
平成 18 年	10 月	1 日	一部改定
平成 26 年	4 月	1 日	一部改定
平成 27 年	4 月	1 日	一部改定
平成 28 年	4 月	1 日	一部改定
平成 29 年	4 月	1 日	一部改定
令和元年	5 月	1 日	一部改定
令和 3 年	10 月	1 日	一部改定
令和 5 年	4 月	1 日	一部改定